全国人権連第８回大会は何を決定したか

全国人権連事務局長　新井　直樹

６月23～24日にかけて大分県別府市内で開催された全国地域人権運動総連合第８回定期大会は、全国各地から１００名余りが参加し、方針案などについて忌憚のない意見交換を行いました。決定した方針などは雑誌「地域と人権」９月と10月５日号に掲載します。大会スローガンは、①「地域人権憲章」の学習と実践を　②同和行政・同和教育の廃止へ全力をあげよう　③憲法改悪をやめさせ、平和と民主主義を守ろう　④人権が大切にされる地域へ、要求実現の前進を、を掲げました。

情勢の特徴

情勢の特徴として憲法９条をめぐる明文改憲の動きを取り上げました。一方、戦争法廃止運動以降、市民と野党の政治的共闘は深い広がりをつくり、安倍改憲路線と真っ向から対峙していること、「安倍９条改憲ＮＯ！３０００万人署名」は、５月初めに１３５０万人分の署名数に到達していることを確認しました。さらに広範な国民に呼びかけ、早期の達成に奮闘すること、日本と世界に多大な被害をもたらした侵略戦争への反省を踏まえて制定された憲法を守り生かし、二度と「戦争する国」にはならない決意を新たに、国民の世論と運動で安倍改憲政権を退陣に追い込むことも重要な課題として確認しました。

方針を提案する新井事務局長

地域人権憲章

地域人権運動の課題と羅針盤としての「地域人権憲章」の項では、旺盛な学習と実践を提起しています。もとより部落問題は基本的に社会問題としては解決していますが、部落排外主義の運動の影響等で行政や教育に問題が生じている所もあります。部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況をさらに確かなものにするため、地域の実状に応じて人権と民主主義、住民自治の取り組み、不公正な行政や教育を糺す市民運動の取り組みを引き続き運動課題に取り上げることを提起しています。

一方、資本の利潤追求を放任する「新自由主義」路線と、消費税増税、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）参加など、貧困と格差を生み出す「構造改革」「規制緩和」路線が、政治、経済、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしています。地域社会に反映したこれらの問題では、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみ世帯の急増と急速な超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化など、人口や世帯構成の激変として現れ、学歴や教育及び地域間格差、過疎地問題、高齢者のみならず若年層の貧困問題などが深刻な事態にあります。

今後、人口集中地域と著しく減少する地域との格差が甚だしくなり、地域社会の存続が困難に見舞われるところが過半になり、学校を初め公的施設の統廃合、一部地域への集中による住民との矛盾が拡大していきます。民主的な地域づくりを進めてきた運動団体として、地域社会の豊かな今後の有り様を提起・協議していくために、必要な学習や検討が求められています。こうした課題に応える「地域人権憲章」は、地域社会の課題を明らかにし、地域人権確立の方向について、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会と定式化しています。地域社会が安心・安全で希望が持てる新しい時代を切り拓くために、多くの住民と力をあわせること、「地域人権憲章」を掲げ、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ大きく踏み出すことを高らかに謳っています。

さらに、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争の前進、人権拡充の国民的連帯運動を拡げてゆく課題を遂行しつつ、「地域人権憲章」を地域住民共通の地域課題解決の目標にすべく、旺盛な学習と各地域での創意ある実践に努めることを呼びかけているものです。

部落差別解消法をめぐる問題

次に２０１６年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消法」）をめぐる問題です。自民党は「解同」等の差別禁止、人権侵害救済など法の名で利権維持をはかる動きを取り込み、自らの国民管理に利用し、市民と野党共闘による選挙分断目当ての狙いもあり、立法事実を示すこともなく、乱発する「部落差別」の概念すらまともに定義をせずに、成立ありきの姿勢でした。全国人権連は国民諸階層及び国会議員に２００２年３月末で終結した特別対策の経過と意義、解決の到達段階を宣伝してきました。その結果、法律は不本意ながら成立しましたが、参議院法務委員会では参考人質疑が行われ、法律の乱用に対する危惧の主張を反映した附帯決議が採択されました。まさに部落問題解決の到達を無視し解消を阻害し、不公正同和行政等の固定化となる法律です。この実効化を阻止し、附帯決議の遵守を求める学習会やシンポジウム、自治体への申し入れや懇談などを進めてきました。この立場から今後の闘いを組むものです。

組織の拡大・強化

組織財政活動を常に点検し強固な組織を作っていく課題も重要です。地域社会が暮らしづらく困難を抱え、さらに同和優遇の不公正な行政や同和問題を特別に重視する教育などに市民的批判が高まっているもとで、人権連に対する期待が大きくなっています。

これらの課題を克服するには、会員や地域に根を張った支部活動が大きな力になります。地域社会の困難を解決し住民要求を実現しようとすれば、人権連の組織拡大・強化がどうしても必要です。組織現状の点検、創意工夫した組織づくり、運動の後継者である青年や女性、中堅層など担い手を増やす戦略的な努力が重要です。財政の基本、運動の基本である会費の大切さを話し合い、活動に必要な財政を相談活動や事業活動で生み出している地域組織の教訓に学び、定期的に会費や機関紙誌代を集めるなど会員読者との関係を改善します。

地域社会の生活困難層に働きかけ、諸要求実現と組織化のために、本部の学習交流を工夫すると共に、社保協などの「相談活動ハンドブック」や「要求アンケート」の活用、たすけあい共済、ＮＰＯや事業協同組合など多様な実現形態の追求を図ります。

運動をひろげるために

本大会は中央役職体制を議長制から代表委員制へと変更に係わる規約改正を行いました。全国的に多くの所で世代継承は進んでおらず、組織・運動は縮小傾向を示しています。県段階から本部指導部への若手等の登用が困難となり、幹部の減少・固定化・高齢化という実態を招いていること、課題克服が急務であることをあらためて共通認識にしました。

そして運動課題に見合う組織へと抜本改革が急務であることを提起しました。①諸行事を運営し、県段階の指導援助を担えるだけの15名前後の幹部・指導集団の維持と確保は必須であり、経験豊かな幹部と創造的な意見を言える若手、男女の公平比率などを柱に組み立てます　②地域を基礎に社会運動を進めてきた理論や政策、実践の世代継承がはかれる布陣を長期の視野で目的意識的に追求します　③幹部の高齢化に伴い、特定幹部への負担は心身ともに多大であることから、中央組織としての中央性及び協同性を高め公平な負担にするとともに、役職員の業務分担と業務の継承を進めます。

全国人権連規約前文の組織性格に則り「地域人権憲章」実践を追求し、上記の組織財政の実態と改革の目標をふまえ、これまで以上に人権連運動の値打ちを打ち出し、民主的な運営管理を前進させるため代表委員制度を導入します。

全国人権連規約前文は、「地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である」と規定し、地域社会での多様な運動とその組織への反映を求めています。本部推薦幹事を設けた理由でもありますが、幹部・指導集団にも今後適用されていくべき方向です。そのためには、リーダーを複数にし、多様な分野・領域の運動が役割分担をしながら課題を成し遂げていく協同性として組織に反映させる必要があります。

常任幹事会を構成する役員の推薦・選考基準は、「県組織内外を対象に、規約を遵守し全国的視野にたって理論、政策、要求闘争、組織活動などが行えるにふさわしい幹部とする」を踏襲し、常任幹事会で議論を調整し組織的責任を負うことに変わりはありません。

最後に、大会の質疑討論で指摘された事項は機関会議で改善の方向を論議決定し、大会方針を豊かに具体化していくものです。

お詫びと訂正

2018年７月15日号２面三重・西浜さんの発言要旨の中で、「伊勢市での旧同和地区の実態調査の問題」の部分は、伊賀市の誤りでした。また「人権連支部の再建」も伊勢市ではなく、伊賀市でした。さらに４面、三重県連大会の報道記事に係わる写真の解説も、伊勢支部再建ではなく伊賀支部の再建（８月18日）です。

編集部として関係者のみなさんにお詫び申し上げます。